

荷役集中監視制御設備に関する事項

制定規則等

荷役集中監視制御設備規則及び同検査要領

制定事項

荷役集中監視制御設備に関する事項

制定理由

近年、液体ばら積運搬船（油タンカー、ケミカル、ガス船）において、安全で効率的な荷役を行うことを目的とした、荷役集中監視制御設備を有する船舶が多数建造されてきている。しかしながら、荷役関連設備に対する具体的な評価基準がないことから、当該設備に関する規定の策定が関連業界から求められている。

今般、液体ばら積運搬船を対象とした、誤操作、漏洩、異種貨物の混載防止等、安全な荷役を目的とする荷役関連設備に関する新規の設備規則として「荷役集中監視制御設備規則」を制定した。

制定内容

- (1) 荷役集中監視制御設備に関する要件を制定し、同要件への適合が確認された場合に設備符号「CCM」を付与することを規定した。
- (2) 上記要件への適合を確認するための検査方法を規定した。